

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1. 洪水：ハザードマップ

久喜市は、利根川の沖積平野にあり、市域全体がほぼ平坦な地形となっている。

市内を流れる河川には、国管理の一級河川である「利根川」、埼玉県管理の一級河川「中川」・「元荒川」・「青毛堀川」・「備前堀川」・「姫宮落川」・「庄兵衛堀川」・「大落古利根川」・「星川」・「野通川」・「権現堂川」・「備前前堀川」や久喜市管理の準用河川「中落堀川」・「蓮ヶ原川」・「江面落川」・「鷲宮江川」・「大中落川」。また、用水路「見沼代用水路」・「黒沼笠原沼用水路」・「葛西用水路」・「北側用水路」などがある。

本市のハザードマップによると、市内全域がほぼ浸水想定区域となっている。

【大規模水害に係る被害想定】

国土交通省は、想定最大規模降雨により利根川、荒川等が氾濫した場合の「洪水浸水想定区域」を水防法第14条第1項及び同上第3項の規定に基づき指定・公表した。

本市において大規模な被害を及ぼす可能性のある洪水氾濫は以下の通りである。

①利根川

想定される最大規模の降雨（72時間総雨量491mm）に伴う洪水により利根川が氾濫した場合、市内のほぼ全域（約95%）が浸水し、最大で2週間程度浸水が継続するという結果が出ている。

②荒川

想定される最大規模の降雨（72時間総雨量632mm）に伴う洪水により荒川が氾濫した場合、市内のおよそ6割が浸水し、最大で2週間以上浸水が継続するという結果が出ている。

【大規模水害の特徴】

①広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の氾濫による洪水が発生した場合、市内の浸水面積約78km²、浸水区域内人口約15万人と広域且つ大規模な浸水が想定される。

また、浸水深が3階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

②地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

③浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

④孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

⑤地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

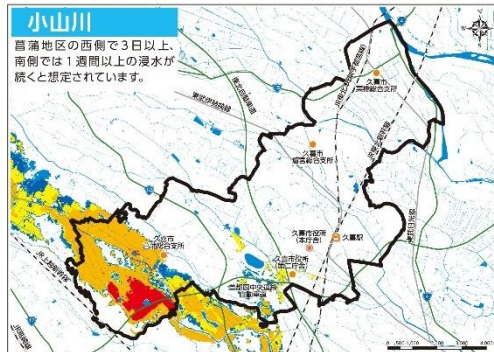
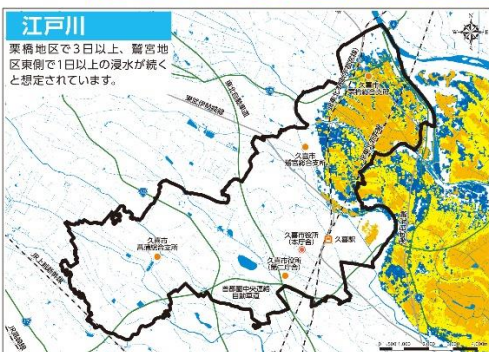
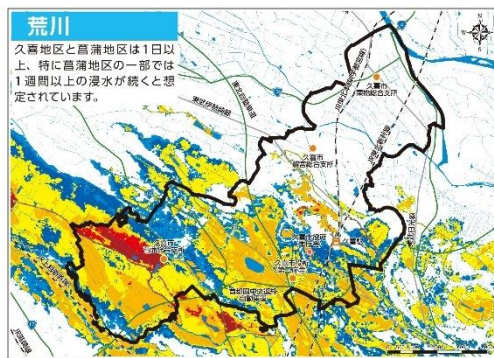
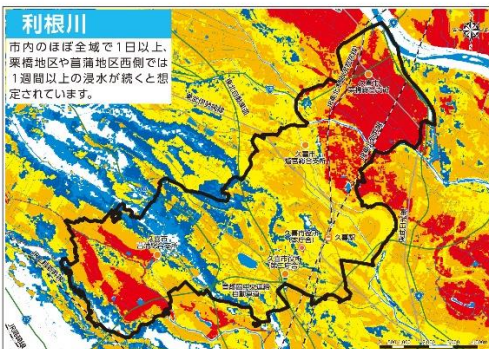
氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所傍等では、氾濫流到達までの時間が短い。

【利根川・江戸川・荒川・小山川浸水継続時間】

想定最大規模の降雨により各河川の堤防に決壊等が発生した場合の浸水継続時間（浸水深が0.5mを超えてから0.5mを下回るまでの最大時間）を表している。

凡例	2週間以上	3～7日未満	12～24時間未満
	1～2週間未満	1～3日未満	12時間未満

継続時間は異なる場合があります。



2. 地震被害想定

①想定地震

平成 24・25 年度に埼玉県で実施した地震被害想定調査では、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震によって顕在化した様々な課題や、それと前後して関東地域における地震学等の各種研究結果が新たに示されたこと、また、埼玉県内の社会的状況の変化を受けて行われたものである。

今回、埼玉県が対象とした想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考にして、次の 5 つの地震を想定している。

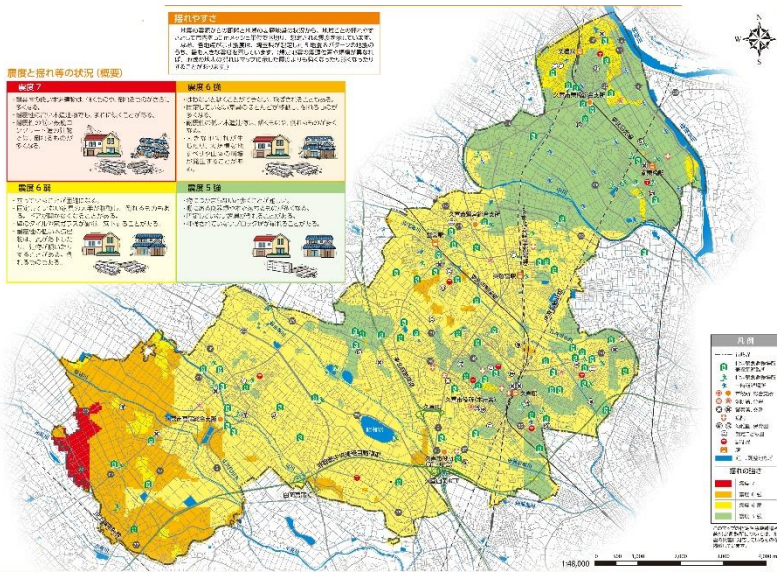
■想定地震の概要

地震のタイプ	想定地震	M	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率 70%
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

【出典】「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年 3 月 埼玉県

■被害想定の子測条件

項目	条件	内容
季節・時刻 3 ケース	夏 12 時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬 5 時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者がもっとも多くなるケース
	冬 18 時	火気の使用が一年中でもっとも多く、火災の被害がもっとも多くなるケース
風速 2 ケース	3 m/s	平均的な風速のケース
	8 m/s	強風のケース



地震の揺れ等の状況

(2) 商工業者の状況 (令和2年4月1日現在)

- ・ 商工業者等数 4, 537事業所
- ・ 小規模事業者数 3, 253事業所

【内訳】

久喜市商工業者数一覧

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	製 造 業	444	318	主に工業団地内に多い
	建 設 業	512	367	市内に広く分散している
	小 売 業	1,052	754	市内に広く分散している
	サービ業	2,025	1,451	駅中心が多い。
	そ の 他	504	363	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

- 1) 本市の取組
 - ・ 防災計画の策定 (防災ハザードマップ作成)、防災訓練の実施
 - ・ 防災備品の備蓄
- 2) 当会の取組
 - ・ 事業者BCP計画の推進
 - ・ ビジネス総合保険 (全国連) の周知及び加入促進
 - ・ 総合火災共済 (埼玉県火災共済協同組合) の周知及び加入促進
 - ・ 防災備品 (ヘルメット、テント、バケツ等) の完備

II 課題

現状では、久喜市商工会内でのBCP計画を策定していないため、方針や実施体制が確立されていない。また、久喜市内事業者へのBCP策定に関する周知を本格的に実施していないことから、今後は、セミナーによる集団や個別による相談により、支援を実施していくための体制を整備する必要がある。また、当会経営指導員の知識が不足しており、研修会やOJTにより、支援できるための知識を得ていく。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年 7月 1日～ 令和7年 3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当会及び本市との協議により、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険【商工会ビジネス総合保険】・共済加入等）について説明する。
- ・ 当会広報紙やホームページ、定期的な配布物等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和3年度末までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社や中小企業診断士等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称)久喜市事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会、本市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード8.1の地震含む)が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と本市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、7日以内に情報共有する。
(例: 被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

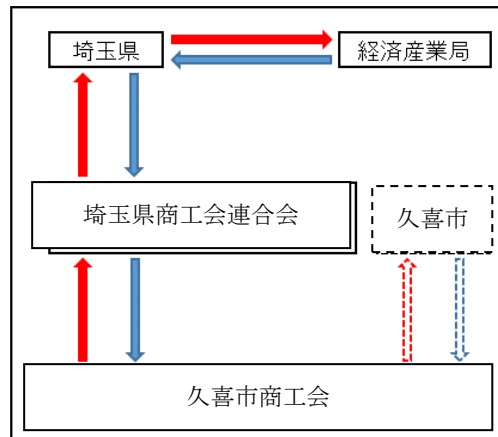
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
4週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と本市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と本市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて当会又は本市より埼玉県に報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、本市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

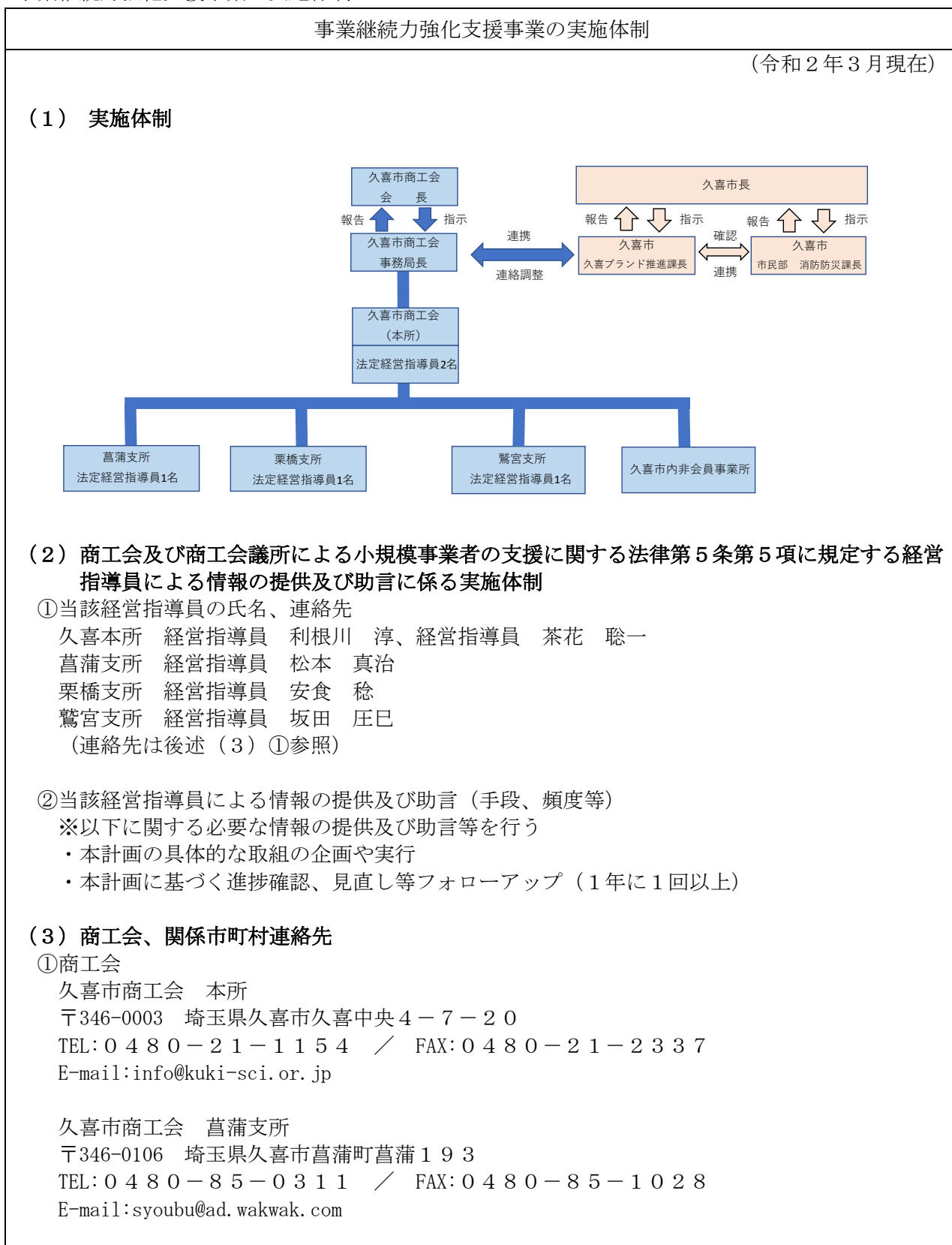
- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



久喜市商工会 栗橋支所

〒349-1123 埼玉県久喜市間鎌256-1

TEL:0480-52-1559 / FAX:0480-52-1567

E-mail:kurihasi@af.wakwak.com

久喜市商工会 鷺宮支所

〒340-0217 埼玉県久喜市鷺宮4-8-8

TEL:0480-58-1202 / FAX:0480-58-2227

E-mail:wasimiya@syokoukai.jp

②関係市町村

久喜市 環境経済部 久喜ブランド推進課

〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38

TEL:0480-85-1111

E-mail:kukibrand@city.kuki.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費	200	200	200	200	200
チラシ作成費	15	15	15	15	15
通信運搬費	75	75	75	75	75
消耗品費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、久喜市補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階 II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 岩崎 宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP 普及啓発セミナーの開催 II. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知
連携して事業を実施する者の役割
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 ③費用の助成 II. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供
連携体制図等